

## 令和5年度 第4回奈良県地域医療対策協議会 議事録

日時：令和6年1月31日（水）17時～19時

場所：奈良県庁3階 医療政策局長室  
（対面とWebのハイブリッド開催）

出席委員：別紙名簿のとおり

欠席委員：小紫 雅史 委員（奈良県市長会会長）

南 正文 委員（下北山村 村長）

事務局（折野補佐）：「令和5年度第4回奈良県地域医療対策協議会」を開催させていただきます。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しいところ、お時間を調整の上、本日の協議会にご出席いただきまして誠にありがとうございます。会議中は、カメラをオンにいただき、マイクは発言される時以外にはオフにさせていただきますようご協力お願いします。本協議会の委員数は13名で、本日は、過半数を超える11名の委員の皆様にご出席をいただいておりますので、「奈良県地域医療対策協議会規則第5条第2項」に基づき、本日の会議が成立していることをご報告申し上げます。開催にあたりまして、本会議は「審議会等の会議の公開に関する指針」に基づき審議会等の会議は原則として公開しておりますが、本日の議題「へき地診療所への医師の配置について」では、人事管理に係る事務を取り扱っており、奈良県情報公開条例第7条第6号に該当するため、非公開とさせていただきますと思います。また「医師の働き方改革について」では、審議に関する情報であり、奈良県情報公開条例第7条第5号に該当するため、非公開とさせていただきますと思いますが、非公開の決定は本協議会において決定することとなっております。本日の議題について、非公開とさせていただきますと思いますが、委員の皆様方、何かご意見等ございますでしょうか。

各委員：意見なし

事務局（折野補佐）：それでは、本日の会議の議題「へき地診療所への医師の配置について」、また「医師の働き方改革について」は非公開とさせていただきます。それでは、開催にあたりまして、筒井医療政策局長からご挨拶申し上げます。

筒井委員（県医療政策局長）：医療政策局長の筒井でございます。

本日の議題は3つございます。

1つ目が、へき地診療所の医師配置でございます。事前に市町村からの要望を聞き、へき地医療支援機構の専任担当官である南奈良総合医療センターの明石先生に配置案を考えていただきました。この配置案について、ご意見を賜りたいと思います。

2点目ですが、医師の働き改革に関連しまして、特定労務管理対象機関の指定についてです。県内の4医療機関が申請しております。評価センターからの評価を説明した後、皆さんの意見を賜り、指定の手続きを進めていきたいと思っております。

3点目は、医師確保計画についてのご説明でございます。

以上の3点について忌憚ないご意見を賜りたいと思っておりますので、どうぞよろしくをお願いします。

事務局（折野補佐）：ありがとうございます。

続きまして、本日もご出席いただきました委員の皆様方のご紹介については、お手元の出席者名簿でご紹介に代えさせていただきます。なお、本日、下北山村長の南委員、生駒市長の小紫委員におかれましては所用のため欠席とさせていただきます。

本日の資料につきましては、資料1から3、参考資料が1、参考資料2-1から2-4につきましては各病院の勤務時間短縮計画、参考資料3としまして指定病院の要件充足確認一覧表、参考資料4としまして医師確保計画の素案をつけさせていただきます。

それでは吉川会長、お手数ですが以後の議事の進行についてよろしく願いいたします。

吉川会長：奈良県立医科大学病院長の吉川でございます。

早速ですが、議題1の「へき地診療所への医師の配置について」、資料1により事務局から説明をお願いします。

#### －議題1 非公開－

吉川委員：それでは、次の議題に移らせていただきます。議題の2、特定労務管理対象機関の指定について、事務局の方から、説明をお願いいたします。

#### －議題2 非公開－

吉川会長：それでは、次の議題に移らせていただきます。議題の3、医師確保計画について、事務局の方から、説明をお願いいたします。

事務局（布川係長）：事務局から説明させていただきます。

### 議題3 説明

医師確保計画についての説明は以上です。

吉川会長：ありがとうございました。医師確保計画について協議会では何回か協議をしていただきました。今回、パブリックコメントや委員の先生等からのご意見をまとめていただきました。この医師確保計画についてご意見ございますでしょうか。

専門性が高まっていく中で、ある程度総合的に見られる医師を養成していくことも大事だという意見がありました。難しい問題もあるかと思いますが、奈良県においては総合医療学講座もあり、PRも行っているということで、比較的幅広い疾患を、研修できるような体制は整ってきているのではないかと思います。

赤崎委員：医師会の赤崎です。議論になっておりますところは疾病の対応や診療能力ということだけになっていると思います。現場では医師しかできない業務はたくさんございます。例えば、犯罪に関わる被害者の診療や、検案業務です。こういう業務ができない先生方もたくさんいらっしゃいます。

今回の取りまとめには入れていただかなくて結構ですが、管理する側として、医師の養成の中に「医師としてしかできない業務に関わることの修練や取組」を入れていただければ、非常にありがたいと思います。

吉川会長：ありがとうございます。医師しかできない業務ができる医師を育てていく教育が必要だということでしたが、具体的にはどういう内容になりますでしょうか。

赤崎先生：例えば、監察医制度というのは東京や大阪でしかございません。それ以外の他府県は地元の医師会の先生方、並びに基幹病院や救急病院等に搬送をされ、死亡が確認された後の検死になるわけです。ただ、検案業務については、その質を問われると厳しい人がいるのも事実で、警察の検案室からのご意見もございますが、どの先生方に依頼しても、検案ができるような状況に持っていければと思っております。

もう1つは実際に検案できる先生の数が少なく、昔から検案している高齢の先

生方が多い状況となっております。若い世代で積極的にその業務に参加する先生が少なくなっている現状に不安を感じています。法医学そのものに対しても、しっかりとした体制を作っていただきたいところがございます。

吉川会長：ありがとうございます。死体検案や検診業務についてですね。赤井先生、臨床研修の中でこのような業務の講義やプログラムは含まれていますか。

赤井委員：学生に対してはそのような講義や実習が行われていますが、初期臨床研修のなかではそのような研修はあまり行われていないと思います。公衆衛生的なところは希望があれば行けるとは思います。法医学は臨床研修の内容なのかという不明なところもあります。何か具体的に、監察医を増やすアイデアがあれば、教えていただきたいと思います。

赤崎先生：医療安全推進室から診断書の書き方が良くないという指摘もあり、そういうところ含めて、教育が必要と考えています。研修のことばかり申し上げましたが、犯罪に関わる診察、被害者の診察はできない先生が多くいらっしゃいます。診察の所見が公判になったときに、証言に立ちたくない、関わりたくないとはっきりおっしゃる先生もいらっしゃいます。しかし、医師しかできない仕事なので、担当された先生がしっかりと診察の所見を持ち、表現をしていただくことが必要です。精神的なものを含め醸成していただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

吉川会長：ありがとうございます。その他いかがでしょうか。

各委員：意見なし

吉川会長：本日の議題はこの3つでございます。貴重なご意見ありがとうございます。事務局でまとめていただきたいと思います。それでは事務局にお返しします。

事務局（折野補佐）：吉川会長ありがとうございました。本日は活発かつ貴重なご意見いただきましてありがとうございました。  
次回の第5回奈良県地域医療対策協議会は、令和6年3月6日の開催を予定しております。主な議題は、令和7年度臨床研修募集定員及び、県費奨学生の配置について予定しております。それでは、これをもちまして第4回奈良県地域医療対策協議会を閉会いたします。委員の皆様には、議事進行にご協力いただきまして誠にありがとうございました。